

令和5年分確定申告のご案内

申告書の提出および納付期限

所得税および復興特別所得税

3月15日

◎振替納税は4月23日

贈与税

3月15日

◎振替納税はご利用できません。

個人事業者の消費税および地方消費税

4月1日

◎振替納税は4月30日

振替納税

振替納税は、お手持ちのパソコンやスマートフォンを使ってオンライン(e-Tax)での簡単な操作で依頼書を提出することができますので、ぜひご利用ください。

国税の納税手続きには、さまざまな方法があります。



◀国税の納付手続き(国税庁HP)

申告書作成会場

開設期間

2月16日～3月15日

◎土・日曜日、祝日を除く(ただし2月25日は開場します)。

受付時間

午前8時30分～午後4時(相談開始は午前9時15分から)

◎混雑回避のため「入場整理券」を配布します。入場整理券は、当日分を申告書作成会場で配布する他、

LINEにより事前発行で入手することができます。

◎入場整理券の配布状況により受け付けを早く締め切ることがあります。

特に、3月中は入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。

オンラインでの事前発行方法

LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。



◀国税庁公式LINE

会場

東京国税局1階(築地5-3-1)

◎開設期間中、日本橋・京橋税務署では、申告書の作成・相談は行いません。

◎申告書作成会場では、原則ご自身のスマートフォンで申告書を作成していただきます。

内容

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の申告書の作成・相談

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用している方

ふるさと納税ワンストップ特例制度を既に利用した方で確定申告書を提出する場合は、特例を受けたふるさと納税の金額も寄附金控除の計算

に含めて申告する必要がありますので、ご注意ください。

インボイス発行事業者の登録を受けた方へ

インボイス発行事業者の登録を受けた事業者の方は、令和3年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。詳しくはHPをご確認ください。



◀国税庁HP

e-Tax申告

ご自宅からパソコンやスマートフォンで申告できるe-Taxをぜひご利用ください。e-Taxによる還付申告は、通常3週間程度で処理しています。

スマートフォンでの申告が便利です

- ・スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されます。
- ・青色申告決算書や収支内訳書がスマホで作成できます。
- ・マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書などのデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます。控除証明書などの集計や入力が不要で大変便利です。



◀マイナポータル連携の概要(国税庁HP)



◀マイナポータル連携の事前準備(マイナポータルHP)

申告書の早期提出にご協力を

例年申告期限間際は、申告書などの提出が集中しますので、早期処理の観点から、自宅で作成した申告書などの早期提出をお願いします。

申告書などの郵送提出先

〒100-8156
千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎3号館
東京国税局業務センター大手町分室

東京国税局電話相談センター
午前8時30分～午後5時
(土、日曜日・祝日を除く。ただし、2月18日・25日は業務を行います)

◎税務署の代表電話から音声案内で0番を選択してください。

日本橋税務署

☎(3663)8451

京橋税務署

☎(4434)0011

◎電話は大変混み合いますので、国税庁ホームページ「チャットボット」、「タックスアンサー(よくある税の質問)」などをご利用ください。



◀チャットボット



◀タックスアンサー

税理士会による無料相談

確定申告相談

税理士による確定申告の無料申告相談を行います。

日時

3月1日(金)、4日(月)、5日(火)

午前10時～正午、午後1時～5時(受け付けは午後4時まで)

会場

東京税理士会日本橋支部事務局
(日本橋人形町3-11-10ホック人形町ビル2階)

主催

東京税理士会日本橋支部

◎必要書類を持参してください。

◎土地、建物および株式などの譲渡所得のある場合を除きます。

☎東京税理士会日本橋支部 (3662)3979

☎東京税理士会京橋支部 (3553)1788

税金の相談

「税理士記念日」の行事として税金の無料相談を別表のとおり行います。税金についてお悩みの方、確定申告の仕方が分からない方など、ご利用ください。

別表 税金の相談

	日時	会場	主催
2月22日(木)	午前10時～午後4時	東京税理士会 日本橋支部事務局 (日本橋人形町3-11-10 ホック人形町ビル2階)	東京税理士会 日本橋支部
	午前11時～午後4時45分	松屋銀座8階特設会場 (銀座3-6-1)	東京税理士会 京橋支部
	午前10時15分～午後4時15分	銀座三越9階銀座テラス (銀座4-6-16)	

令和6年度特別区民税・都民税申告

申告書は、申告が必要と思われる方にお送りしています。

申告書が届いても、医療費控除などで所得税確定申告書を税務署に提出した方や給与所得で特別徴収の手続きを会社が行っている方は、申告の必要がありません。

また、源泉徴収対象となる公的年金などの収入が400万円以下で、かつ、他の所得が20万円以下の方は確定申告が不要とされています。ただし、この場合でも、住民税の申告が必要となる場合があります。

◎詳しくは、お問い合わせください。

ふるさと納税申告特例(ワンストップ特例)制度を申請された方へ

令和5年中に道府県・区市町村に対する寄付金(ふるさと納税)を支出し、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出された方で、確定申告または個人住民税の申告をする場合は、改めて寄付金に関する事項を申告書に記載する必要があります。

申告書の提出期限

3月15日

☎税務課課税係

☎(3546)5270

「にせ税理士」および「にせ税理士法人」にご注意ください

税理士資格のない人が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられています。また、専門的知識が欠けていることなどから依頼者が不測の損害を被る恐れもあります。

税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

☎東京税理士会

☎(3356)4476



◀東京税理士会HP